1:15,000

入間都市計画図

令和四年三月作成

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域に変更なし

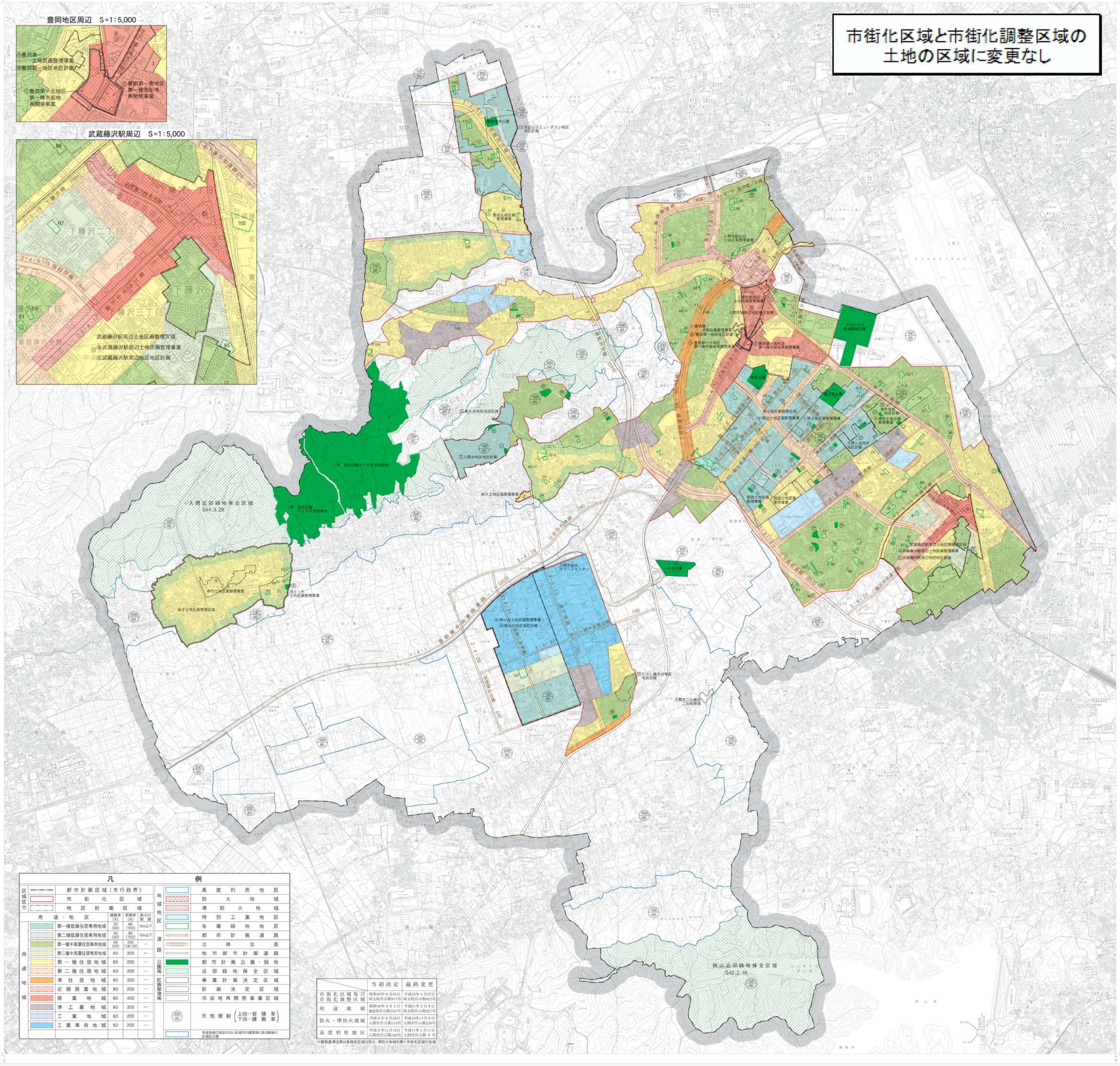
豊岡地区周辺　S=1:5,000
⑪豊岡第一土地区画整理事業
⑪豊岡第一地区地区計画
①豊岡第一北地区第一種市街地再開発事業
②豊岡第一南地区第一種市街地再開発事業
武蔵藤沢駅周辺　S=1:5,000
武蔵藤沢駅周辺土地区画整理区域
⑩武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業
⑥武蔵藤沢駅周辺地区地区計画
下藤沢二丁目
下藤沢三丁目
入間近郊緑地保全区域
S44.3.28
狭山近郊緑地保全区域
S42.2.16

凡　例

区域区分	—·—·—	都市計画区域（市行政界）		
	🟥	市街化区域		
	⋯	地区計画区域		

		用途・地区	建蔽率(%)	容積率(%)	高さの制限
用途地域	🟩	第一種低層住居専用地域	50 (60)	80 (100)	10m以下
	🟩	第二種低層住居専用地域	50 (60)	80 (150)	10m以下
	🟩	第一種中高層住居専用地域	60 (50)	200 (100,150)	—
	🟩	第二種中高層住居専用地域	60	200	—
	🟨	第一種住居地域	60	200	—
	🟧	第二種住居地域	60	200	—
	🟧	準住居地域	60	200	—
	🟥	近隣商業地域	80	200	—
	🟥	商業地域	80	400	—
	⬜	準工業地域	60	200	—
	🟦	工業地域	60	200	—
	🟦	工業専用地域	60	200	—

地域地区	☐	高度利用地区
	▨	防火地域
	▤	準防火地域
	▨	特別工業地区
	☐	生産緑地地区
道路	⇔	都市計画道路
	⇔	立体交差
	⇔	他市都市計画道路
公園等	🟩	都市計画公園・緑地
	▨	近郊緑地保全区域
区画整理等	☐	事業計画決定区域
	⋯	計画決定区域
	⋯	市街地再開発事業区域
	200/60	形態規制（上段…容積率　下段…建蔽率）
	☐	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の区域区分線

	当初決定	最終変更
市街化区域及び市街化調整区域	昭和45年8月25日 埼玉県告示第977号	平成16年4月27日 埼玉県告示第922号
用途地域	昭和40年9月2日 建設省告示第2537号	平成21年3月6日 埼玉県告示第327号
防火・準防火地域	平成6年6月28日 入間市告示第110号	平成19年11月9日 入間市告示第226号
高度利用地区	平成6年11月18日 入間市告示第185号	平成11年1月11日 入間市告示第9号

※建築基準法第22条指定区域は防火・準防火地域を除く市街化区域の全域

株式会社パスコ調製

入間市役所

1:15,000

注意

1. この図面は計画を変更することがありますので使用に当ってはご注意願います。
2. この図面は概略図ですので詳細については入間市役所都市計画課でお調べください。